



みのりん

福祉車両の貸出し方法が

令和2年4月1日より変更になりました

利用できる車両

車両：普通自動車(日産バネット)



定員：車椅子2台、運転手含め4名
特徴：スロープ式乗降装置

車両：軽自動車(スズキ スペーシア)



定員：車椅子1台、運転手含め2名
特徴：スロープ式乗降装置

利用できる方 **※変更**

常時車椅子を必要とする美濃加茂市民の方

なおかつ①65歳以上の高齢者②障がい者③要介護認定者のいずれかに該当する方

利用目的

通院や旅行など、幅広くご利用いただけます。

(ただし、営利を目的とした利用はお断りします)

利用料

無料(ただし、燃料を満タンで返却していただきます)

利用日数

最長4日間

貸出可能日 **※変更**

月曜日から土曜日までの午前9時00分から午後4時30分までです。

ただし祝日及び年末年始(12月28日から1月3日)を除きます。

※日曜・祝日の貸し出しを希望される場合は、ご相談ください。



(詳しくは裏面にて)

🌸申し込み方法・利用の流れ **※変更**

1. 事前に電話もしくは窓口で利用状況を確認し、予約していただきます。
その際に お名前、利用日、利用時間、ご住所、電話番号、付属車いすの利用の有無をお伝えください。※3ヶ月前より予約可能 ※お一人につき2回分の予約可能
※当日予約でのご利用はできません。
2. 原則利用7日前までに、窓口へ「車いす移動車貸出申請書」を提出してください。
※印鑑、運転される方の運転免許証が必要になります。※急を要する場合は応相談。
※利用者が65歳未満の方は障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかのコピーが必要になります。
3. 美濃加茂市役所高齢福祉課にて貸出審査を行います。
※貸出し決定の場合は連絡はありません。※却下の場合は高齢福祉課より連絡が入ります。
4. 利用当日、「誓約書」の記入をお願いします。
※印鑑が必要になります。
運転免許証の確認をさせていただき、「貸出決定通知書」と車のカギをお渡しします。
※初回利用の方は福祉車両の取り扱いの説明が必要になります。時間に余裕をもってお越しください。
5. 福祉車両を利用後、燃料を満タンにして、返却していただきます。
6. 次回の予約がありましたら職員にお申し出ください。**2回目以降のご利用も2～6の順になります。**

🌸利用中に事故に遭った場合の保険

社会福祉協議会が加入する自動車保険（任意）の範囲で対応します。

ただし、自動車保険（任意）で対応できない修理費などや、保険約款の免責事項に該当する損害は利用責任者の負担とさせていただきます。

※運転者は満21歳以上で、運転免許取得後、1年以上の運転経験がある方に限ります。

お申込み・お問合せ先

社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会

美濃加茂市新池町三丁目4番1号 美濃加茂市総合福祉会館内

TEL (0574) 28-6111

※貸出は予約制となっています。